

(仮称)燕市まちづくり基本条例素案の原案について

■条例素案の全体構成について

| | | | |
|---------------|--|--|--|
| 共通原則 | 前文 条例の趣旨や決意を表現 | | |
| | 第1章 総則 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(まちづくりの基本理念) 第4条(まちづくりの基本原則) | | |
| まちづくりの主体の役割等 | 第2章 まちづくりの主体 第1節 市民 第5条(市民の権利) 第6条(市民の役割) | 第3節 市民活動団体 第11条(市民活動団体の役割) 第12条(市民活動の推進) | 第6節 市及び市の職員 第15条(市の役割) 第16条(市の職員の役割) |
| | 第2節 地域コミュニティ 第7条(地域コミュニティの役割) 第8条(地域コミュニティ活動の推進) 第9条(自治会) 第10条(まちづくり協議会) | 第4節 事業者等 第13条(事業者等の役割) | 第5節 市議会 第14条(市議会の役割) |
| まちづくりの仕組み・制度等 | 第3章 協働 第17条(協働のまちづくりの推進) 第18条(協働事業) 第19条(人財の育成) | 第5章 情報共有 第26条(情報の共有) 第27条(情報の公開及び提供) 第28条(個人情報保護) 第29条(説明責任及び応答責任) | 第6章 市政運営 第30条(総合計画) 第31条(財政運営) 第32条(行財政改革の推進) 第33条(行政評価) 第34条(政策法務) 第35条(国及び他の地方公共団体等との連携) |
| | 第4章 市民参画 第20条(市民参画の推進) 第21条(市民参画の方法) 第22条(審議会等) 第23条(対話の場の設置) 第24条(パブリックコメント) 第25条(住民投票) | | |
| 条例の位置付け等 | 第7章 条例の尊重及び見直し 第36条(条例の尊重) 第37条(条例の見直し) | | |

■条例素案の原案について

| 条例の考え方 | | |
|--|--|---|
| 主な意見(こんな意見や提案がありました。) | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰にでもわかりやすく親しみやすい条例にしたい 中学生やお年寄りが読んでも理解できる条例にする 抽象論でなく地域市民を動かしていく条例にしたい オリジナリティのある条例にしたい 燕市のまちづくりに大切にしたいことが盛り込まれていること 条例に期待するのは、まちづくりの一つの指針となること。高齢者でも若い人でも参加できるようなものになってほしい。何よりも暮らしやすいまちにしたい | <ul style="list-style-type: none"> この条例は、案の段階から市民が参画し、市民の意見を反映しながら創り上げる初めての条例です。また、この条例は、燕市のまちづくりに関わるすべての市民を対象としていることやまちづくりの基本を定める条例であることから、できるだけ多くの市民にわかりやすい、親しみやすい表現としたいとの考え方から「である」調ではなく、「です・ます」調による文体を条例として初めて用いています。 条例の文章も、共通の解釈のもとで運用していくために、重要な用語を掲げ、わかりやすく定義しています。 自治会、まちづくり協議会、市民活動団体や事業者等の役割など、まちづくりの主体(担い手)を細かく規定していることや、「人」を基本理念に掲げていることなどが、この条例の特徴です。 | |
| 第1章 総則 | | |
| 主な意見(こんな意見や提案がありました。) | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【条例の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇まちづくりの目的や理念を共有します。 ◇各主体の役割等を明確にします。 ◇市民は、まちづくりの主体です。 ◇市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。 ◇市民と市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。 <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自分たちの課題を解決していきやすいもの みんなでこのまちをつくっていくんだということを条例という形であらわす まちづくりの共通の目的や目標をそれぞれの主体が共有しなければならない 市民と議会と行政の役割を条例で明確にすることが大切 市の進むべき方向性が示せると良い | <ul style="list-style-type: none"> 「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民自治(市民主体のまちづくり)による自立した地域社会を実現すること」をこの条例の目的としています。 「市民自治」は、このまちに住み、集い、活動する市民が、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことによって、市民の総意に基づく自主性や自立性の高いまちを創り上げることです。 また、その実現に向けて最も基本的な考え(基本理念と基本原則)を掲げ、市民、市議会、行政が力を合わせ、共にまちづくりを進めるために、どのようなことができ、どのようなことをしなければならないのかを明確にするものです。 | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進するとともに、市民自治による自立した地域社会を実現することを目的とします。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>【各グループの主な意見】 ・みんなが使いやすいもの、わかりやすいもの ・わかりやすい文章でまとめた</p> | <ul style="list-style-type: none"> この条例に基づき、市民参画や協働による市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関わるさまざまな主体が一体となって考え、行動していくためには、誰にでもわかりやすく、その趣旨を正しく理解できるものでなくてはなりません。 | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> |
| | <p>(1)『まちづくり』…まちづくりとは、単なる空間の創造だけではなく、その地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為という広い意味を指すものとして定義しています。</p> | <p>(1) まちづくり 豊かで住みよい魅力と活力にあふれた地域社会をつくるため、地域の公共的課題を解決していく営みをいいます。</p> |
| | <p>(2)『市民』…まちづくりのさまざまな活動には、市内に住所を有する住民に限らず、通勤、通学する人、また自治会やまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業など、市内で活動する人たちの協力が不可欠であり、幅広く「市民」と定義しています。 また、市民の範囲の中に法人その他の団体等を含めて定義するという考えもありましたが、私たちまちに関わる一人ひとりが市民であり、ときには住民として、ときには地域コミュニティや企業などの組織の一員として、まちに関わることから、団体等を市民の定義に含めていません。</p> | <p>(2) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。</p> |
| | <p>(3)『市』…独立して事務を執行する市長その他の執行機関と水道事業管理者を「市」と定義しています。 具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員という執行機関のほか、独立の執行機関ではありませんが、水道事業管理者を加え、一般に「行政」と言われるすべてを規定したものです。</p> | <p>(3) 市 市長その他の執行機関及び水道事業管理者をいいます。</p> |
| | <p>(4)『市民参画』…まちづくりへの参加には、さまざまな形が考えられます。市の政策の形成過程には、立案、実施、評価及び改善の段階がありますが、どれか一つの段階への参加だけでは、市民は主体的に参加していくことはできません。そこで、市の政策の形成過程の各過程に、市民がより一層主体性を持ってかわり、行動していくことを「市民参画」と定義しています。</p> | <p>(4) 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> |
| | <p>(5)『協働』…協働という言葉にはいろいろな捉え方があります。まちづくりの場面で協働するということは、まちづくりのプロセスをお互いに共有することであると考えます。 そのような考えのもと、まちづくりに関わるさまざまな主体が課題を共有することから始まり、それぞれが果たさなければならない役割を認識し、お互いの立場を尊重し合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力し合うことで、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいくことを「協働」と定義しています。</p> | <p>(5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が目標を共有し、それぞれの果たすべき責務を認識するとともに、相互に相手の立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携し、及び協力し合うことをいいます。</p> |
| | <p>(6)『地域コミュニティ』…市内には、自治会やまちづくり協議会をはじめとして、子ども会、婦人会、老人クラブ、PTAなど、地域で活動しているさまざまな団体があります。このように、地域内の公共的な課題に対して自ら取り組むことを目的として、地域にかかわりながら活動する組織や団体を「地域コミュニティ」と定義しています。</p> | <p>(6) 地域コミュニティ 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。</p> |
| | <p>(7)『市民活動』…市民自らが課題を見つけ出し、自主的に取り組む営利を目的としない公益的な活動を「市民活動」と定義しています。</p> | <p>(7) 市民活動 市民が自主的に行う公益的な活動で、営利を目的としないものをいいます。</p> |
| | <p>(8)『事業者等』…市内において、営利や非営利にかかわらず、事業活動を行う個人、法人その他の団体のことを「事業者等」と定義しています。市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等をいいます。</p> | <p>(8) 事業者等 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人及び団体をいいます。</p> |
| | <p>(9)『人財』…人材をもとにした造語です。まちづくりは人づくりに例えられるように「人」は、まちにとっての原動力であり、財産であるという意味を込めて「人財」と定義しています。</p> | <p>(9) 人財 燕市のまちづくりの原動力であるとともに財産である人材をいいます。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民は、まちづくりの主体です。 【各グループの主な意見】 ・市民は、まちづくりの中心となる ・市民は、まちづくりの主体(主役)である ・市民の意見を最大限尊重すること(市民主体) ・市民と行政が一体になれる条例 ・各主体がお互いに支え合い連携する</p> | <p>1 まちづくりの主人公は、そこに暮らす市民であることは誰もが認めることです。ここでは改めて、市民は燕市の主権者であり、まちづくりの主体であることを明らかにするため、基本理念として掲げています。 また、市民の意思を反映した「市民主体のまちづくり」を進めていくため、市民、市議会と市が一体になって、お互いに協力し、補完し合いながら、積極的に取り組んでいくことを掲げています。</p> | <p>(まちづくりの基本理念) 第3条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりは、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思で取り組むものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、市民と共にまちづくりを支える人材を育成します。 【各グループの主な意見】 ・まちづくりの基本は人づくりであり、人づくりを基本とした条例になればいい ・これからのまちづくりを支えていく人材づくり ・教育立市の理念にもある人づくりが大事な柱</p> | <p>2 まちづくりにおいて「人」は、原点です。人づくりは、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、一人ひとりの個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことを基本理念として掲げています。</p> | <p>2 市民、市議会及び市は、人をまちづくりの原点ととらえ、人づくりを基本として、まちづくりを推進するものとします。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性のあるまちにしたい ・地域の特性を大切に、育てていくことが必要 ・自立性を尊重すること | <p>3 まちづくりを進めるうえで、地域の特性を大切にしながら、燕らしさを創り出していくことは重要であることから、基本理念として掲げています。</p> <p>また、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していく、自治本来の姿を実現していくために、自主的かつ自立的にまちづくりを進めていくことを掲げています。</p> | <p>3 市民、市議会及び市は、独自の魅力ある燕らしさを創り出すことを目指すとともに、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するものとします。</p> |
| | <p>・ この条例に定める目的の達成やまちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき行動原則を明らかにするものです。</p> | <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市民参画の機会を平等に保障します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政に参加する機会を増やす | <p>(1) まちづくりは、その主体である市民の参画のもとで推進されるべきです。市民参画は強制されるものではありませんが、市民主体のまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参画する機会が平等に保障されることを基本原則として掲げています。</p> | <p>(1) 市民参画の機会が平等に保障されること。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市民と市が協働して公共的課題の解決に当たります。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の協働のまちづくりの設定 | <p>(2) 地域のさまざまな公共的課題に対して、市民、市議会、市のそれぞれが、自己の主張をするだけでは、効果的な課題解決を図ることはできません。</p> <p>まちづくりは、さまざまな主体が協働で取り組むことにより、相乗効果が期待できることから、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮しながら、協働によるまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。</p> | <p>(2) 協働して公共的課題の解決に当たること。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市民と市が相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有します。</p> <p>◇まちづくりの目的や理念を共有します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の情報の共有 | <p>(3) まちづくりの主体である市民が自ら考え、主体的に行動し、市民参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、情報の共有が前提になることから、まちづくりに関わるさまざまな主体が、必要な情報を相互に発信し、共有していくことを基本原則として掲げています。</p> | <p>(3) 相互にまちづくりに関する情報を提供し、及び共有すること。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇人と人のつながりを大切に、広く交流を深めます。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人のつながりを密にしたい ・合併したのに、まとまりがない感じがする ・地域の交流や一体化が課題 ・住民同士のつながりを大切に | <p>(4) 地域の公共的課題は、より複雑化し、その地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちと交流し、連携することにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的課題を効果的に解決することが期待できます。</p> <p>人と人のつながりがまちづくりの原動力になることから、交流を積極的に推進し、市全体が一つになってまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。</p> | <p>(4) 人と人のつながりを大切に、広く交流を深めること。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇個人の権利を守ります。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供、お年寄りにやさしい条例にしたい ・障がい者が活動できるまち、共生ができるまちづくり ・男女共同参画についてもっと推進すべき | <p>(5) 市民主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民一人ひとりが個人として尊重され、また、お互いを尊重し、認め合うことが重要であると考えます。</p> <p>そのような考えのもと、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる社会を実現していくことを基本原則として掲げています。</p> | <p>(5) 市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。</p> |
| <p>第2章 まちづくりの主体</p> | | |
| <p>第1節 市民</p> | | |
| <p>主な意見（こんな意見や提案がありました。）</p> | <p>規定の必要性和基本的な考え方</p> | <p>条文案</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が参画できるような条例にしたい ・事業などの「企画立案」「実行」「評価」の各段階にみんなが参加できるようにする | <p>1 市民は、まちづくりに関して自分の意思で、かつ平等な立場で発言し、提案することができるとともに、市の政策の立案、実施、評価及び改善の段階にかかわることができる権利を等しく有していることを明らかにしています。</p> | <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに関して意見を表明し、提案する権利を有するとともに、市民参画する権利を有します。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の透明化(知る権利) | <p>2 市民参画や協働によるまちづくりを進めるうえで、市民が自ら考え、主体的に行動するためには、市政運営に関するさまざまな情報が必要であることから、市民は、市や市議会が保有する市政運営に関する情報を知る権利を有していることを明らかにしています。</p> | <p>2 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育立市を踏まえ、未来の燕市を担う子供を育てる | <p>3 市民参画や協働によるまちづくりを進めるうえで、市民が自ら考え、主体的に行動するためには、まちづくりについて、等しく学ぶ権利も必要であることから、市民は、自らがどのようにまちづくりに関わっていくかを学ぶための権利を有していることを明らかにしています。</p> | <p>3 市民は、まちづくりに関して自ら考え、行動するために、学ぶ権利を有します。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。 ◇市民は、自らができることを考え、主体的に行動します。 ◇市民は、積極的にまちづくり（市政運営、地域活動、市民活動）に参画するように努めます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・まちづくりに対する意識を向上することが必要 ・まちづくりの主体であることを認識して活動する ・地域やまちづくりに関心を持つ ・積極的に意見を言うことが必要 ・関心をもって見る、聞く、発言する ・市の運営・活動に積極的に参加する ・市民は、協働や参加の担い手となる</p> | <p>1 市民は、まちづくりの主体であることを自ら認識し、地域社会に関心を持って、積極的に市民参画に努める必要性を示しています。これは、市民の声をまちづくりに反映し、まちづくりのプロセスを共有することで、より市民に開かれた市政運営を実現することができるためです。</p> <p>ただし、市民参画は強制されるものではなく、また、市民参画しないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。</p> | <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、積極的に市民参画に努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民は、お互いを尊重します。 ◇市民は、お互いに助け合い、支え合います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・人が困っている時にさりげなく手助けできるまちにしたい ・助け合いの精神を持つ ・周辺の人を尊重する責務がある ・個々を尊重して共同体の心を持つ必要がある ・住民同士のつながりを大切に</p> | <p>2 市民同士がそれぞれの立場の違いを認め合い、交流を通して理解を深め、助け合いながら共に活動していく必要性を明らかにしています。</p> <p>市民が共にまちづくりを担っていくためには、お互いを尊重し、交流を深め、支え合うことが大切です。一人ひとりの力は小さくても、それを集めることで、まちづくりの大きな力に発展させることができると考えます。</p> | <p>2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民は、個人の義務を果たし、権利を守ります。 ◇市民は、市民参画に当たって、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市民（個人）の権利を守り、責務（役割）を果たす ・市民は、発言と行動に責任を持つ ・市民参画をする場合、燕市全体の利益を考慮する</p> | <p>3 市民は、まちづくりの活動を進めるうえで、自分の発言と行動に責任を持ち、権利の行使とともに責任や義務を果たさなければならないことを明らかにしています。</p> <p>市民は、まちづくりの主体としての権利が保障されなければならないという一方で、権利を主張するばかりではなく、まちづくりに対して無責任ではいけないと考えます。</p> | <p>3 市民は、権利に伴う責任を認識し、まちづくりの活動において自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p> |

第2節 地域コミュニティ

| 主な意見（こんな意見や提案がありました。） | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
|---|---|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇地域における協働を推進します。 ◇市民は、地域環境を守ります。 ◇安全・安心な住み良い地域環境を整備します。 ◇地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・まちづくりへの取り組み方には地域差が非常に大きい ・地域における協働の推進 ・市民は、環境を守る ・地域の安全・安心づくり、住み良い環境づくり ・地域特性を活かした地域づくり ・子どもからお年寄りまでが楽しく参加できるイベントの考案</p> | <p>1 地域コミュニティは、自治会やまちづくり協議会をはじめとして、地域のさまざまなつながりを基礎として、地域の特性を生かした、安全で安心な住み良い地域社会をつくることを目的に組織されています。地域のことは、まず地域で考え、市民が主体的に行動しながら地域の公共的な課題を解決していくという重要な役割を担ってきました。</p> <p>こうした地域コミュニティをまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける地域コミュニティの役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。</p> | <p>(地域コミュニティの役割)</p> <p>第7条 地域コミュニティは、それぞれの地域にかかわる多様な主体と協働し、地域の特性を生かした様々な活動を通じて安全で安心な住み良い地域づくりに努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇参加を通して交流を図り、市民同士の連帯感を醸成します。 ◇地域の人材を育成します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・住民同士の交流の場をつくること ・住民同士の理解を深め合うための場の提供 ・住民同士の連帯感を醸成すること ・地域の人材を育てること</p> | <p>2 地域コミュニティは、地域に直結する課題について、地域に関わるすべての人がお互いに協力し、助け合いながら、自分たちの手で解決していくために、地域ごとに特色のあるまちづくりが進められています。</p> <p>こうした活動を促進し、ふれあいや共通の経験を通して生み出される郷土への愛着、連帯感、共同意識や信頼関係を築いていくことを役割として明らかにしています。</p> <p>また、区域内の学校等と連携しながら燕市の将来を担う子どもたちを地域ぐるみで育成すること、活動を通じて地域のリーダーを育成することなど、地域における人財育成を推進することも大切な役割として明らかにしています。</p> | <p>2 地域コミュニティは、地域における開かれた活動を通じて市民同士の交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高めることにより市民のコミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域の人財育成に努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇地域活動を推進します。 ◇市民は、地域コミュニティを守り育てます。 ◇市民は、地域コミュニティの活動や市民団体の活動に参加し、協力します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・地域の活動が活性化する条例にしたい ・地域活動の内容が住民に浸透していない ・自治会、まち協のイベントへの参加者が少ない ・地域活動に参加する・自治会に積極的に関わる ・市民は、地域コミュニティを守り育てる</p> | <p>・ 市民と行政が共に公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である地域コミュニティ活動を積極的に推進していく必要があることを明らかにするものです。</p> <p>市民一人ひとりが地域コミュニティ活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民は、自発的かつ自主的に地域コミュニティ活動への参加や協力を努めることが必要です。</p> | <p>(地域コミュニティ活動の推進)</p> <p>第8条 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、地域コミュニティを守り育てるとともに、地域コミュニティの活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇地域の課題を把握し、お互いに協力し合って解決します。 ◇地域の重要な基盤としての役割を担います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・地域住民と連携・協力・情報伝達する ・地域の問題に対する調整と解決に向けた活動を行う ・地域の状況を把握する ・地域の運営と活動を司る</p> | <p>1 自治会は、市民により自主的に組織されています。また、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体です。</p> <p>自治会は、市民にとって最も身近な存在であり、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保、地域の生活環境の維持・改善への対応など、日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決する、地域づくりの重要な担い手として自治会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。</p> | <p>(自治会)</p> <p>第9条 自治会は、豊かで住みよい地域をつくるために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇情報の交換や伝達を行い、地域に開かれた活動を行います。 ◇地域の意見を集約し、市政に反映する役割を担います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・住民相互の情報伝達と情報交換を行う ・各地域の行政の運営 ・開かれた自治会運営を行う ・市の運営・活動の窓口となる ・行政に地域の声を伝える ・地域住民の意見を集約する ・各組織の意見・要望を伝える</p> | <p>2 自治会において、自治会長は、行政情報の周知や行政運営の補助を行うなど、燕市の行政事務の一部を担う市のパートナーとしての役割や、地域の声を行政に伝え、市政に反映する大切な役割を担っていることを明らかにしています。</p> | <p>2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーとしてその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇様々な活動を通じてコミュニティ意識の醸成を図ります。 ◇地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・地域の自主的な取り組みを連携して行う ・地域課題の解決と地域特性を活かしたまちづくり ・まち協 13 団体の代表者が集い、連携し、共通で取り組む課題や個別で取り組む課題など話し合い、自治会連合会などと一緒にまちづくりを進める</p> | <p>1 まちづくり協議会は、地域コミュニティで行っている活動を小学校区など、一定の単位で実現するために組織した団体です。まちづくり協議会は、地域社会の自治意識（自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していく意識）を醸成し、それぞれの地域において、市民と行政の協働のまちづくりを推進する母体となり、まちづくり協議会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。</p> | <p>(まちづくり協議会) 第 10 条 まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇まちづくりの目的を共有します。 ◇自治会と協働（対等な立場で連携・協力）しながら、地域の公共的課題の解決に取り組みます。 ◇まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場として、広範の地域のまちづくりの提案を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・まちづくり協議会の目的、理念、役割を全協議会で共有する ・自治会など単独で対応しきれない広範な課題への対応 ・まちづくり協議会だからできる活動事業を提案 ・自治会との連携と協働 ・子ども会、老人会等地域団体との連携協力 ・まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場</p> | <p>2 市内では、自治会や各種団体がそれぞれの地域で活動しています。しかし、高齢化や子育て支援の問題、防災や防犯への取り組みなど、自治会等が単独では対応しきれない、より広範な課題も増えてきています。まちづくり協議会は、そうした課題にも対応できるよう、自治会等の活動範囲の枠を超えた規模の組織です。</p> <p>まちづくり協議会は、既存の自治会等の単位で対応が難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う大切な役割を担っていることを明らかにしています。</p> | <p>2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを組織する団体等と協働して広範な地域のまちづくりの提案及び公共的な課題の解決に取り組むとともに、まちづくりに関する総合的な協議、連絡、及び意見調整に努めるものとします。</p> |
| 第 3 節 市民活動団体 | | |
| 主な意見（こんな意見や提案がありました。） | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民活動のもつ特性（専門性、柔軟性、多様性等）を生かした活動を行います ◇市民活動の充実を図ります。 ◇活動を通して地域社会に貢献します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・特定のテーマを持って専門的に活動する ・専門知識を活かした活動を行う ・行政の手が届かないところ及び市民活動の受け皿となる ・市民活動を充実させる ・社会貢献の場の提供主体</p> | <p>1 市民が自主的・自発的に行う市民活動は、特定非営利活動促進法（NPO 法）などの法的な基盤整備により、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手として広く認識されるようになりました。そして、市民活動には、専門性、多様性、柔軟性、創造性、先駆性などの特性や特徴があります。こうした市民活動を行う団体をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける市民活動団体の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。</p> | <p>(市民活動団体の役割) 第 11 条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実にも努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇様々な主体との協働を推進します。 ◇活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 ◇人づくりを推進します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・活動に関する情報発信や提供 ・他団体との連携、協働 ・ひとづくり、まちづくりの推進</p> | <p>2 燕市の区域には、地域のまちづくりのために活動している団体などが数多く存在しており、その活動内容は多岐にわたっています。しかし、どのような団体が、どのような活動を行って、どのような役割を担っているのか、あまり知られていないことも実情です。</p> <p>そこで、市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、活動の目的や内容について市民の理解や認識を深めるとともに、さまざまな主体と協働していくことが必要です。</p> | <p>2 市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、協力します。 ◇ボランティア等市民活動を推進します。 ◇市民は、地域コミュニティの活動や市民団体の活動に参加し、協力します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・ボランティアを育成したい ・市民の市民活動への参画が必要 ・一人ひとりが自分にできることをする</p> | <p>・市民と行政が共に公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である市民活動を積極的に推進していく必要があることを明らかにするものです。</p> <p>市民一人ひとりが市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民は、自発的かつ自主的に市民活動への参加や協力を努めることが必要です。</p> | <p>(市民活動の推進) 第 12 条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。</p> |

第4節 事業者等

| 主な意見（こんな意見や提案がありました。） | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
|---|---|--|
| <p>【条例の要旨】 ◇自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。 ◇地域経済の活性化に努めます。 ◇技術を継承し、人材を育成します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・まちづくりは市民だけでなく企業も必要 ・自ら持つ知識や専門知識を活かす ・産業の活性を推進、市の経済活動を支える ・住みたくなるまちづくり、市の発展に貢献する ・専門知識や技能を次の世代に引き継ぎ、地域のために活かしていくこと ・産業のまちづくりのための人材育成</p> | <p>1 産業は、燕市の重要な地域特性の一つです。また、まちづくりにおいて公共的な領域が広がる中で、地域社会を構成する一員としての事業者等の果たす役割は大きいものがあります。そして、培ってきた知識や専門性を生かした活動を通して地域を活性化し、専門知識や技能を次の世代に引き継ぎその技術を継承し、地域のために生かしていくなど、大切な役割を担っています。</p> <p>こうした事業者等をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける事業者等の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。</p> | <p>（事業者等の役割） 第13条 事業者等は、自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に努めるとともに、その技術を継承し、人財の育成に努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇公共的な活動に協力し、地域社会に貢献します。 ◇活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 ◇様々な主体との協働を推進します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・企業の社会貢献、コンプライアンス ・産業界の社会貢献(他の団体と一緒に)になって ・利益の追求のみではなく地域や社会に貢献する ・地域で行われている様々な活動への協力も求められる ・他の主体と連携や協働して活動すること</p> | <p>2 事業者等は、地域社会を構成する一員として、調和を図りながら地域社会に貢献するとともに、地域コミュニティ活動や市民活動に協力し、協働していくことが必要です。</p> <p>事業者等が社会貢献活動など、まちづくりに積極的に参加することや、活動に対しての側面的な支援を行うことなども考えられます。</p> | <p>2 事業者等は、地域社会を構成する一員として公共的又は公益的な活動に協力するよう努めるものとします。</p> |

第5節 市議会

| 主な意見（こんな意見や提案がありました。） | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
|---|---|--|
| <p>【条例の要旨】 ◇市の意思決定機関として役割を果たします。 ◇市政を監視する機関としての役割を果たします。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市民の意見を代表する ・市の重要事項を審議し、決定する ・行政運営がきちんと行われているか監視する</p> | <p>1 市議会は、市民の代表として燕市の最終的な意思決定を行う機関であり、地方自治法で規定されているとおり、市政運営の基本的な事項を議決する権限や市政運営を監視する機能などを有しています。</p> <p>市議会は、まちづくりの重要な主体であり、まちづくり基本条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであることから、あらためて市議会の役割の重要性を明らかにするものです。</p> | <p>（市議会の役割） 第14条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視する機関としてその役割を果たすものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇政策立案・政策提言を積極的に行います。 ◇市民の意思を代表し、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・政策立案・政策提言を積極的に行うこと ・市民の代表として意見を反映させる ・市民と行政の懸け橋としての役割 ・市民の目線に合った議員活動、調査・研究を行う、</p> | <p>2 市議会は、地方分権を推進する観点から、地域の公共的課題の効果的な解決や市民の意思を反映した政策の実現を図るために調査活動などに努め、条例の提案や政策を提言するなど、市議会の政策形成機能を充実させていくことが求められます。</p> | <p>2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・わかりやすい情報公開 ・市民に開かれた議会運営を行う ・議会と市民との直接対話の場を持つ ・休日議会や夜間議会の開催</p> | <p>3 市議会に関するさまざまな情報を市民にわかりやすく、積極的に伝え、市民と情報を共有するよう努めることで、なお一層開かれた議会を目指すものです。</p> | <p>3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。</p> |

第6節 市及び市の職員

| 主な意見（こんな意見や提案がありました。） | 規定の必要性と基本的な考え方 | 条文案 |
|---|---|--|
| <p>【条例の要旨】 ◇市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを提供します。 ◇公正な市政運営を行います。 ◇市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・効果的で効率的な質の高い事業を行う ・公平、公正な行政運営、行政サービスを行う ・市民に開かれた運営、計画的な運営に努める ・市民の生命、財産、権利を守る</p> | <p>1 市民参画と協働によるまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現するうえでの、地方公共団体の代表者である市長及び執行機関等としての市の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高めるうえで重要です。</p> <p>市は、まちづくりの主体である市民を第一に考え、市民福祉の増進を図り、より効率的で質の高い行政サービスを提供していくことが基本になります。そのためには、市民の意向が反映されるよう、公正かつ誠実で市民に開かれた市政運営を行い、市民の権利や利益を保護していく必要があります。</p> | <p>（市の役割） 第15条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営を行うことにより、市民の権利及び利益を保護しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・何か聞きたいこと、お願いしたいことがあっても担当課が分からない ・意見の受け付け窓口を1本化する ・分かりやすい組織にし、誰でも使いやすい市役所にする</p> | <p>2 市は、社会の変化やさまざまな課題に対して柔軟かつ迅速に対応するとともに、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供するため、市民にとってわかりやすく、機能的な組織構成や人員構成を行い、組織運営が効果的に行われるよう、常にその組織を見直していく必要があります。</p> | <p>2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行わなければなりません。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>【条例の要旨】 ◇執行機関が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・個別に意見や提案をしても縦割り組織で、横の連携の改善が必要 ・職員同士の連携が必要</p> | <p>3 行政の組織や運営方法は、縦割りであると言われることがあります。</p> <p>市は、縦割り行政の解消に努め、組織内で横断的に連携して、常に情報の交換や事務事業の調整を行い、協力して政策等を実現していくなど、行政機能を最大限に発揮していかなければならないことを明らかにしています。</p> | <p>3 市は、執行機関等が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市民全体のために働く者として公正誠実に職務を行う ・全体の奉仕者であることを認識する ・法を守る ・思いやりを持った行動をする</p> | <p>1 行政運営にかかる実務を遂行する市の職員についても、その責務を明らかにしています。</p> <p>市の職員の基本姿勢としては、全体の奉仕者としての自覚のもと、市政への市民の信頼を失墜させることのないよう法令を遵守し、市民に対して、公正かつ誠実に職務を遂行することが必要です。</p> | <p>(市の職員の役割)</p> <p>第16条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発や自己啓発を行います。</p> <p>◇市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・能力向上に努めること ・市民の視点に立った行政サービスを行う ・市民との連携と信頼関係をつくること</p> | <p>2 行政運営において、職員一人ひとりが職務に対する責任を自覚し、職務を遂行するうえで必要な知識を習得するとともに、幅広い分野で能力開発と自己研さんに努め、専門的な知識や能力を十分に発揮していくことが必要です。また、市民と同じ目線に立って、市民が望む行政サービスを行うことで、市民の信頼を得ることも必要です。</p> | <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・職員の地域活動への積極的参加を入れたい(同じ市民・住民である) ・行政職員の協力不足 ・積極的に地域活動に参加し、地域づくりに努める ・地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加する ・まち協をサポートする担当者制の検討(地区別)</p> | <p>3 協働によるまちづくりを推進するため、市の職員も協働の重要性について認識を深め、意識改革を行う必要があります。</p> <p>職員自らも地域社会を構成する一員として、市民と共に考え、行動し、地域コミュニティ活動や市民活動などに積極的に参加していくなど、率先してまちづくりに関わっていく姿勢が必要です。</p> | <p>3 市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。</p> |
| 第3章 協働 | | |
| 主な意見(こんな意見や提案がありました。) | 基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【条例の要旨】 ◇お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・行政と市民が協力して、まちづくりに継続的に取り組める条例にしたい ・産、学、官、民の連携を図る ・各種団体の連携を図る ・行政主導となりがち、市民との協力・連携を強める ・市は、市民との協働によりまちづくりを行っていく ・自治体に働きかけるもの、自分たちで実現できるものを区分</p> | <p>1 地域の公共的な課題の解決や自立した地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民、市議会と市は、相互に協力し、連携しながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを明らかにしています。</p> <p>まちづくりには、それぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む協働の領域があると考えます。協働で取り組む領域の明確化を図りながら、お互いにまちづくりを担うパートナーとして信頼関係を構築し、市民、市議会と市が共に活動する協働の視点に立ち、地域全体が一体となって、まちづくりを進めていこうというものです。</p> | <p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第17条 市民、市議会及び市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇各主体が協働のまちづくりの理念や目的を共有できるよう必要な環境づくりを行います。</p> <p>◇市は、様々な主体が共に活動できるような仕組みを整備します。</p> <p>◇協働のまちづくりを推進するための仕組みや活動拠点の整備等必要な環境づくりを行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・目標・課題の共有 ・主体同士のネットワークや交流の場づくり ・まちづくりに対する活動の場を提供する ・情報発信や交流の場として、市民活動支援センターの設置を検討してはどうか</p> | <p>2 協働のまちづくりを推進するための取り組みとして、地域コミュニティ活動や市民活動など、市民の自主的かつ自発的な活動を行うための活動拠点や市の推進体制の整備を行うことが必要です。</p> <p>まちづくりに関わるさまざまな主体が交流する場や協働の推進体制を整備することで、情報共有や相互理解を促進し、各主体同士の全市的なネットワークや連携体制の構築を推進していくことを明らかにしています。</p> | <p>2 市は、まちづくりにかかわる多様な主体がまちづくりの理念及び目的を共有し、共に活動できるよう必要な体制を整備するとともに、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、地域活動や市民活動を促進するため必要な支援を行います。</p> <p>◇市は、多様な主体が共に活動できるよう適切な支援を行います。</p> <p>◇市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・行政支援(お金、物、人)を必要に応じて行う ・市は、各団体への各種支援を行う ・交流の場の提供や支援制度の拡充</p> | <p>3 市は、まちづくりに関わるさまざまな主体と協働のパートナーとして共に活動できるよう、その活動の公益性や活動内容の透明性、及び市が行う支援による効果について詳しく検証したうえで、活動の促進のために適切な支援を進めていく必要があります。</p> <p>また、市は、各主体との協働によるまちづくりを行う場合や必要な支援をする場合において、各主体の自主性及び自立性といった特徴が生かされるように配慮しなければなりません。協働の相手方を行政の下請けとして位置付けることのないよう、その特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。</p> | <p>3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な活動を促進するため、その活動に対して必要な支援を行うものとします。この場合において、市は、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、協働して実施することにより効果的に実施できる事業等について、協働事業の実施を推進します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・まちづくりと市民行政の協働のしくみを明記し、実践できるもの</p> | <p>1 協働によるまちづくりを推進し、地域の公共的な課題の解決に向けて市民と市が同じテーブルで協議する場をつくるなど協働の取り組みを推進していくことが必要です。 市からの提案だけでなく、市民からの提案という相互の提案によりこの趣旨を実現しようとするもので、協働によるより効果的な課題解決を図るために必要な取り組みを推進していくことを明らかにしています。</p> | <p>(協働事業) 第18条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、市民との協働による事業(以下「協働事業」といいます。)の実施を推進するものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市民は、協働の担い手です。 ◇市民は、協働事業を提案できます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・協働で行う事業を市民と行政が双方向で提案できるようにする</p> | <p>2 燕市では、市と協働でまちづくりを進める「イキイキまちづくり団体」などの組織と協働事業を展開しています。こうした取り組みをさらに発展させ、地域の身近な公共的課題について、市民の提案をもとに市との協働で解決していく制度の充実を図っていくことが必要です。</p> | <p>2 市民は、市に対し、別に定めるところにより、協働事業を提案することができるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇適切な役割分担及び対等な関係を保ちます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・協働の仕組みと効果、結果のルールを確立する ・それぞれの役割分担を明確にして対等な立場で協力し合うことが必要 ・協働のまちづくりが偏りなく行えるように、公平という言葉が入ると良い(必要性の部分)</p> | <p>3 協働で実施する事業について、事業の内容や実施過程の透明性を確保するなど、公正性を図るとともに、役割や責任等について十分に協議し、適切な役割分担のもとで協働事業を行っていく必要性について明らかにしています。 市は、協働事業を実施するに当たって、協働の目的、その効果や取り組みの結果を明らかにしながら、まちづくりのパートナーと信頼関係を築き上げていくことが必要です。</p> | <p>3 市は、協働事業を実施する場合において、その透明性を確保するとともに、市民と適切に役割分担し、及び対等な関係を保つよう努めなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇まちづくりを支える人材を育成するための機会を提供します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市は、まちの将来を担う人材を育成する ・中心者(リーダー)の育成が必要 ・まちづくり、人づくりのため具体的施策ビジョンを示す</p> | <p>・地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人財の問題があります。燕市では、教育立市の趣旨に基づき、人をまちづくりの原点として捉え、市民と共に豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを推進しています。 人づくりは、まちづくりに関わるさまざまな主体と市が協働により取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市の将来を担う人財を育成するためのさまざまな機会の提供に努めていくことが必要です。</p> | <p>(人財の育成) 第19条 市は、まちづくりにかかわる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人財を育成するための機会の提供に努めるものとします。</p> |

第4章 市民参画

| 主な意見(こんな意見や提案がありました。) | 基本的な考え方 | 条文案 |
|---|---|--|
| <p>【条例の要旨】 ◇市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を確保し、市民参画を積極的に推進します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市民が市政へ参加する機会の促進 ・参画の場、発言の場を設ける ・市全体でまちづくりに参加しやすい雰囲気づくりをする必要がある ・まちづくりでたくさんの方が意見を出し合い、住みやすいまちになるようにしたい</p> | <p>1 市民主体のまちづくりを目指すためには、市民の主体的な市政への参加が必要であり、さらに市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程に関わることが重要です。 市は、市民に開かれた市政を実現するため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことを明らかにします。</p> | <p>(市民参画の推進) 第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を保障し、市民参画を積極的に推進するものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・声や意見を出しやすい(汲み取りやすい)条例にすることも大切 ・市民の意見が反映されない ・住民の意見・要望を最大限反映し、市政を行っていく ・まちづくりに参加しやすくなるような制度を整える ・市民の要求解決のためルール、システムを確立する</p> | <p>2 市は、まちづくりの主体である市民の意思に基づく市政運営を行う必要があります。 市民参画により市民から提案された意見や提言などを個々に検討し、政策等に反映させるよう努めるとともに、その結果を市民に公表するなど、必要な取り組みを行っていくことを明らかにします。</p> | <p>2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・どのように意見を伝えて良いのか手法が分かりづらい ・まちづくりに参加したくてもどのように、どうやって参加したら良いか分からない ・制度の周知が不十分で意見を出す人が少ない ・市民参画のための施策内容がジャンル別に整理されていると協力しやすい ・意見を伝える場や方法が少ない(昼の時間帯の会議等) ・参加する上でのきっかけ作りや参加の場づくり ・市の会議を土日や夜に開催し、市民が参加しやすいようにする</p> | <p>3 市は、市民参画に関する制度や市民参画するための方法をできるだけ分かりやすく周知していくことを明らかにしています。 また、市民参画の機会を平等に保障するため、市民が参加しやすい時間帯の設定、意見を出しやすい雰囲気や仕組みづくり、参加するための学習機会の提供など、参加の場の創設に努めることが必要です。</p> | <p>3 市は、積極的な市民参画が促進されるように市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、多様で開かれた場と機会の提供に努めなければなりません。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民にまちづくりに参加してもらう具体的な手段を条例に明記する ・事業などの「企画立案」「実行」「評価」の各段階にみんなが参加できるようにする ・行政の説明会に出席しても、ほとんどが決定に近い状況の場合もある | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画を推進するためには、具体的にどのような方法を用いて市民参画を求めていけば良いのかを明らかにする必要があります。 市は、市民参画を求めるべき案件に応じた、適切で有効な方法により市民参画を推進していくことを明らかにするものです。 | <p>(市民参画の方法)</p> <p>第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を求めるものとします。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の公募市民の参加 ・審議会の設置は必要であるが、数多く作ることが必ずしも民主的とは限らない。その必要性を検討すべきで、審議会を設置する基準を明確にしておくべき | <p>(1) 附属機関及びこれに類する組織とは、行政事務について必要な審査、審議又は調査等を行うために設置された審議会等のことです。</p> <p>審議会等については、その設置目的や役割は多種多様となっていますが、審議会等の設置に当たっては、必要性を十分に検討することなど、設置の基準を明確にしておく必要があります。</p> | <p>(1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織（以下「審議会等」といいます。）への市民公募</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長との対話機会の充実 ・市政懇談会などで意見を市に伝えている | <p>(2) 公聴会や意見交換会等とは、市長との懇談会や地域説明会、まちづくり出前講座など、市民が直接的に意見を表明できる機会のことです。</p> | <p>(2) 公聴会、意見交換会等への市民参画</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの機会を増やす ・ワークショップの活用を広げる | <p>(3) ワークショップとは、共通の課題を設定して、参加者が共に体験したり、意見交換を行ったりするなど、協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。</p> | <p>(3) ワークショップ（参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。）への市民参画</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公聴制度(パブリックコメント、市長への手紙、総合的な窓口の設置等)の周知と充実を図っていく必要がある ・パブリックコメント等を通じて市に声を伝えている | <p>(4) パブリックコメントは、市政に関する重要な事案に対して、広く市民から意見を求め、市民から提出された意見を検討し、その結果をどのように事案に反映させたのかなど、検討結果を公表する手法です。</p> | <p>(4) パブリックコメント（意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。）への意見表明</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年代別にアンケートを実施して市民の意見を集約する | <p>(5) アンケート調査は、その対象やテーマごとに市民の意向を把握するための手法であるとともに、間接的に市民参画する手法の一つです。</p> | <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> |
| | <p>(6) 市民参画の手法は、さまざまですが、すべてにおいて万能な手法はありません。上記以外にも、案件に応じた、適切で有効な手法を検討していく必要があります。</p> | <p>(6) 前各号に準ずる方法</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市は、審議会等の委員に公募市民を選任するよう努めます。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに積極的に参加してくれる人の固定化 ・夜に開催して若い人が参加しやすいようにするなど、会議等に参加しやすい条件を整えていくことが必要 ・充て職が多く、一人が多くの委員を兼務すべきではない ・充て職が非常に多く、結果として意見数が少なくなり、行政の案を追認する形になる場合もあり、改善すべき ・公募ができない審議会もある ・委員等を公募しても集まりにくい | <p>1 学識経験者、関係者や一般市民等で構成する審議会等は、市の政策過程で重要な役割を担っており、市政への市民参画を実現する重要な方法の一つとして位置付けられています。</p> <p>多くの市民からさまざまな意見を聴くための方法として、委員の公募制を充実させ、市民参画の促進と政策過程の透明性の向上に努める必要性を明らかにしています。</p> <p>ただし、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が適当ではない場合を除きます。</p> | <p>(審議会等)</p> <p>第22条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】</p> <p>◇市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人の意見が少ない、取り入れられていない ・これまでの審議会等では、男女比が偏り過ぎているため、改善すべき ・年代別やテーマ別の委員募集 | <p>2 市民のさまざまな意見を市政に反映するため、審議会等の委員を選任する場合は、男女比率、年齢層などを考慮し、幅広い分野から委員を選任し、公平性に配慮する必要があります。</p> | <p>2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録公開までに3～4か月かかる ・会議の公開の迅速性も必要で、数か月も経ってから公開するのではなく、速やかに公開することも必要 | <p>3 市の政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開とすることを明らかにしています。また、会議録等の公開の迅速性も求められます。</p> <p>ただし、会議を公開することにより、自由な発言や率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、特定の人に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合など、公開することが適当ではないと認められる場合などは、会議の全部又は一部を非公開とする必要があります。</p> | <p>3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれ、公開することが適当でないと認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、市民が必要とするまちづくりの学習機会の提供を充実します。 ◇市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・間接的な制度では意見が偏ってしまうこともある ・市民同士や市民と行政、議員と市長など、意見交換できるような場づくりができるような条例にしたい ・学習の機会を設け、現状を知ってもらう</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場を設置することにより、それぞれの課題を共有し、お互いの立場を理解することができます。 市民意見をよりまちづくりに反映するため、対話に基づく市民参画を推進することを明らかにしています。 | <p>(対話の場の設置) 第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、対話の場を設置することができます。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】 ・パブリックコメント等の制度を使って間接的に市に意見を伝える ・批判的な意見が多い ・意見を出す人が非常に少ない ・機能していないので、手続き等の簡素化など、市民の声が反映しやすい工夫が必要である</p> | <p>1 燕市では、市民の意見を市政に反映させる具体的な手法の一つとしてパブリックコメント制度を設けていますが、この条例に規定することで、行政の意思決定の過程の公正性の確保や透明性の向上を図る姿勢を明らかにしています。</p> | <p>(パブリックコメント) 第24条 市は、市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施するものとします。</p> |
| | <p>2 パブリックコメントの具体的な実施の範囲、実施方法その他必要な事項については、既存の制度の中で規定されていることから、パブリックコメント制度の詳細は、別に定めることとしています。 また、既存のパブリックコメント制度についても、この条例の趣旨を踏まえ、市民の意見が伝わりやすいよう改善を図っていく必要があります。</p> | <p>2 前項の規定によるパブリックコメントの実施の範囲、方法その他必要な事項は、別に定めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇重要事項について、住民投票を実施することができます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・協働のまちづくりを目指して、このまちづくり基本条例を創り上げていくという状況において最悪の想定や最終手段の要素というものをわざわざ盛り込まなくても良いのではないか ・安易に実施されることやまちを二分するようなことも危惧される ・住民投票自体は必要だが、難しい問題があり、これもあれもすぐに住民投票ということにもなりかねない ・住民投票は〇か×かで結論付けてしまうことになるので、それだけですべて決められるものではない。そして、ここに規定しておくことで、住民投票が安易に乱用されてしまうのではないかと ・こういう手段もあることを知らしめるためにも規定しておいた方が良いのではないかと ・制度を周知させるためにも規定しておく方が良いのではないかと ・必要であるが、これを盛り込むことによって対話を通り越していきなり投票ということにもなりかねないのでは</p> | <p>1 まちづくりは、市民と行政の信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有と市民参画を実践し、政策決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至らなくても解決していくことが可能です。住民投票は、賛否両論があり、住民投票に至ることなく重要課題を解決していくことが最適ですが、市民の意思確認のためのあくまで最終手段として位置付け、制度的に保障するものです。</p> <p>2 住民投票の結果をもって意思決定を法的に拘束するものではありませんが、市民の直接の意思である住民投票の結果は、尊重されるべきものであることを明らかにしています。</p> <p>3 住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、実施方法など、さまざまな観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論を経て、それぞれの事案ごとに条例で必要な事項を定めることとしています。</p> | <p>(住民投票) 第25条 市長は、市民の生活にかかわる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</p> |
| 第5章 情報共有 | | |
| 主な意見 (こんな意見や提案がありました。) | 基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【条例の要旨】 ◇まちづくりに関する情報を提供することにより、情報の共有を行います。 ◇市は、まちづくりに関する情報を共有し、意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・立場を超えて様々な人達から意見を聞けるようにしたい ・NPO等の情報交換や交流の場が少ない ・いろいろなところで行っている活動を整理してまとめる ・わかりやすい情報交換の仕組み作り(市民と行政双方向) ・各主体がお互いに情報を交換する</p> | <p>1 協働の取り組みを進めていくうえで、パートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、たいへん重要です。 市民、市議会と市が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努める必要性を明らかにしています。</p> | <p>(情報の共有) 第26条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、その情報の共有に努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、まちづくりの課題等を的確に把握するため情報収集を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市は、声なき声を市政に反映させるため幅広い意見を積極的に収集する</p> | <p>2 市は、情報の共有とともに市民の意思を反映した市民主体のまちづくりを進めていくため、市政全般にわたる市民の意向の把握や地域の公共的課題などの情報収集に努める必要があります。</p> | <p>2 市は、まちづくりの課題等を的確に把握するための情報の収集に努めなければなりません。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】 ・市民は、必要な情報を得て自分から行動する</p> | <p>3 情報を共有するためには、市民も市が提供する情報を積極的に収集する必要があります。</p> | <p>3 市民は、市が提供するまちづくりに関する情報を積極的に収集するように努めるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市からの情報提供が少ない ・情報提供の充実(広報、HPなど) ・市は、情報公開に努める</p> | <p>1 情報公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画を推進するうえでの前提条件となるものです。燕市では、燕市情報公開条例に基づき、市政運営の透明性の確保が図られていますが、この条例に規定することで、市民が開かれた市政運営をより一層推進する姿勢を明らかにします。</p> | <p>(情報の公開及び提供) 第27条 市は、まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開しなければなりません。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、わかりやすい情報を提供するとともに情報提供を充実します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・行政の情報が分かり易く開示される様になるという ・市は、情報を提供・公開する</p> | <p>2 市は、市政運営に関する情報をわかりやすく市民に提供し、理解を深めてもらうよう努める必要があります。また、その情報も、市民が必要なときに容易に手に入れることができるようにすることも大切です。</p> | <p>2 市は、適正でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければなりません。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】 ・正確でわかりやすい情報を誰でもいつでも入手できることも大事</p> | <p>3 情報公開や情報提供される情報が、正確で適切な内容でなければならないことから、市は、情報の管理を適切に行うことが必要です。</p> | <p>3 市は、前2項の情報が正確かつ適切な情報であるよう管理しなければなりません。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】 ・これがあるがゆえに地域活動が行いづらい部分もある</p> | <p>・市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで、情報公開や情報共有が重要となる一方で、個人の権利と利益の保護を図ることが必要です。 燕市では、燕市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護が図られていますが、この条例に規定することで、個人情報の保護に関する市の基本的な考え方を明らかにしています。</p> | <p>(個人情報の保護) 第28条 市は、まちづくりに関する情報の提供及び共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、政策等の立案、決定、実施、評価の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・条例には説明責任や情報公開、透明性が必要だと思う ・出来ない理由を説明してほしい ・市民への説明責任を果たす</p> | <p>1 説明責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進めるうえで最も基本的な原則です。従来は、結果の説明に重点が置かれていましたが、今後、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程においてその必要性や経過、内容などについてわかりやすく説明し、市民から理解が得られるよう努めていくことが必要です。</p> | <p>(説明責任及び応答責任) 第29条 市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明するように努めなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・意見が伝わったかが分からない ・返答までの時間がかかりすぎる ・意見に対する市の説明をきちんと行う ・市民からの提案・意見の内容、それに対する回答を提示していく</p> | <p>2 市は、市民からの市政に関する意見、要望、提案等に対して、適切な対応を図り、常に行政サービスの向上に取り組むことが必要です。</p> | <p>2 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答するよう努めなければなりません。</p> |
| 第6章 市政運営 | | |
| 主な意見 (こんな意見や提案がありました。) | 基本的な考え方 | 条文案 |
| <p>【条例の要旨】 ◇総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・市民に開かれた運営、計画的な運営に努める</p> | <p>1 総合計画は、燕市のすべての計画の基本となる計画で、市の事業は、すべて総合計画に基づいて行われます。 市は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施していく必要性を明らかにしています。 総合計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民の意見が十分に反映されるように努める必要があります。</p> | <p>(総合計画) 第30条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】 ・総合計画の柱(項目)に沿った情報交換、話し合いの場を設ける</p> | <p>2 情報共有の観点から、政策等の進捗状況に関する情報を市民にわかりやすい方法で公表することが必要です。</p> | <p>2 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、健全な財政運営を行います。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・より良い市政を運営していく上で健全な財政が基本となる ・財政の健全化、行政の効率化 ・財政の健全な運営に責任と誇りを持つ市政運営</p> | <p>1 市は、自主自立のまちづくりを進めていくとともに、この条例の目的の実現に向けて最大限に機能を発揮していくため、継続的に行政の効率性を高める努力や政策相互の連携を図りながら、健全な財政を保っていかねばなりません。</p> | <p>(財政運営) 第31条 市は、効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、政策相互の連携を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。</p> |
| <p>・市民と双方向で情報交換をし、効率的な行政運営を行う</p> | <p>2 情報共有の観点から、燕市の財政状況に関する情報を市民にわかりやすい方法で公表することが必要です。</p> | <p>2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組みます。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・現在行っていることを変えることを恐れないほしい ・既存の制度の見直し ・前例にとらわれずチャレンジする</p> | <p>・行政改革は、現在の行政運営を全面的に見直し、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組まれるものです。簡単に言えば、これまでの行政の仕事やそのやり方などを変えて、改善していく取り組みです。 市は、この条例の趣旨を踏まえ、広く市民の意見を取り入れるとともに、前例にとらわれない柔軟な発想のもと、自己決定と自己責任を基本とし、集中と選択によるまちづくりを進めていく必要性を明らかにしています。</p> | <p>(行財政改革の推進) 第32条 市は、自立的な行財政制度の確立と市民が必要とする行政サービスの向上を図るため、前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映します。</p> <p>【各グループの主な意見】 ・適切な行政評価を行う ・事業の評価、フィードバックを行う</p> | <p>・行政評価は、行政が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取り組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みです。 さらに、効率的で効果的な行政運営を行い、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たしていく必要性を明らかにしています。また、行政評価に関する情報を市民にわかりやすい方法で公表することが必要です。</p> | <p>(行政評価) 第33条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、新たなまちづくりの仕組みを提案していきます。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動の意思のある人を登録する制度 ・第三者機関の設置(問題発生時の仲裁のため) ・特定団体とは異なる非特定で中間となるまちづくり組織の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の推進により、地方自治体の役割が重要性を増す中で、社会の変化に対応していくためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換し、市民の視点に立ち課題を発見し、燕市の地域特性を生かした、独自の政策を立案していくことが求められます。市は、法令の自主解釈権や条例制定権を十分に活用しながら、条例の制定、法令の解釈に努めていく必要性を明らかにしています。 | <p>(政策法務)</p> <p>第 34 条 市は、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈及び運用を行うとともに、積極的に条例、規則等の制定権限を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇市は、国、県、他の地方公共団体と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組みます。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、市との関係をどう明記出来るか(下請け状態) ・ 市は、国、県、他自治体と連携する | <p>1 国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権改革により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、多様化する政策課題を解決するため、国や県と連携し、協力していく必要性を明らかにしています。</p> | <p>(国及び他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第 35 条 市は、国及び県と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組むよう努めるものとします。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の市町村のまちづくりを燕市の取り組みに生かす | <p>2 市民生活は、燕市の区域内に限定されるものではなく、地域の公共的課題は、市単独では解決できない場合もあり、さまざまな分野での広域的視点に立ったまちづくりを進め、より効率的な市政運営を行う必要があります。</p> <p>そのためには、他の自治体との間での交流や情報共有、関係機関との連携など、積極的な連携を図っていく必要性を明らかにしています。</p> | <p>2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する行政課題の解決について、自主性を保ちながら互いに連携し、協力して取り組むよう努めるものとします。</p> |
| <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからのグローバル化に対応するため、国際的な人材を育成する | <p>3 グローバル化の進展により、国際化への対応は重要となっています。また、国際交流を通じて文化や生活に対する理解を深め、国際的な広い視野を有する人財を育成していくことも必要であることから、国際社会との交流及び連携に努めていくことを明らかにしています。</p> | <p>3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めるものとします。</p> |

第 7 章 条例の尊重及び見直し

| 主な意見 (こんな意見や提案がありました。) | 基本的な考え方 | 条文案 |
|--|--|---|
| <p>【条例の要旨】 ◇条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の問題解決の指針 ・ 個別の条例をつくる際の規範 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、まちづくりの基本的な考えを定めることにより、燕市のまちづくりを進めるうえでの指針となる条例であることから、この条例に規定する事項を尊重しながらまちづくりを進めていく必要性を明らかにしています。 ・ まちづくりに関わるさまざまな主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。 ・ また、市は、条例等の制定や改廃、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重する必要があります。 | <p>(条例の尊重)</p> <p>第 36 条 市民、市議会及び市は、まちづくりを推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければなりません。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇実態に即して、見直し、改正を行います。(進化する条例)</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最初はゆるく年々進化していく条例(作りっぱなしではない) ・ 実態に即して改正できるよう、見直し、改正の規定を設けること | <p>1 この条例は、制定することが目的ではありません。共に創り上げたこの条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。また、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民と共に定期的な見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指します。</p> | <p>(条例の見直し)</p> <p>第 37 条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。</p> |
| <p>【条例の要旨】 ◇具体的な見直しと条例運営のための組織を設置します。</p> <p>【各グループの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進化する条例であるべき(できあがった条例に責任を持つグループの設置・運営) ・ 条例ができた後も具体的な話し合いにより進化していく条例にしたい | <p>2 この条例を見直しする際は、この条例の趣旨を踏まえ、市民の意見が十分に反映されるよう配慮する必要性を明らかにしています。</p> | <p>2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講じなければなりません。</p> |